

広域連合に関する規約例

(参考：平成7年7月25日付け自治省行政局行政課行政第二係長事務連絡)

〇〇広域連合規約

(名称)

第一条 この広域連合は、〇〇広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第二条 広域連合は、〇〇市、〇〇町、〇〇町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第三条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第四条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 〇〇〇に関する事
- 二 〇〇〇に関する事
- 三 〇〇〇に関する事

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第五条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- 一 〇〇〇に関する事
- 二 〇〇〇に関する事
- 三 〇〇〇に関する事

(広域連合の事務所)

第六条 広域連合の事務所は、〇〇市〇〇丁目〇番地に置く。

(広域連合の議会の組織)

第七条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、〇〇人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第八条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

- 2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は次のとおりとする。
 - 一 〇〇市 〇〇人
 - 二 〇〇町 〇〇人
 - 三 〇〇町 〇〇人
- 3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第百十八条第一項の例による。
- 4 広域連合の議会の解散があったときは又は広域連合議員に欠員が生じた時は、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第九条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第十条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者 1 人を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第十一条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。
- 4 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、広域連合長がこれを任命する。
- 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第十二条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第十三条 広域連合に、第十条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第十四条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第十五条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第十六条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- 一 関係市町の負担金
- 二 事業収入
- 三 国及び県補助金
- 四 地方債
- 五 その他

- 2 前項第一号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その2分の1は関係市町の財政力指数に応じて、その他の2分の1は関係市町の人口に応じて、それぞれ各関係市町に案分するものとする。

(補則)

第十七条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。